

●教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会設置要綱

〔平成18年2月23日
日本学術会議第9回幹事会決定〕

改正 平成19年3月22日 日本学術会議第34回幹事会決定

改正 平成19年5月24日 日本学術会議第38回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、知識社会に対応する教師の科学的教養や実践的知識の在り方、それに伴って考えられる教員養成・現職教師教育カリキュラム、教師教育政策科学研究の課題について調査審議する。

(組織)

第3 委員会は、16名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成19年6月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。